

県内在宅サービスで介護職員等がたんの吸引等を実施する
事業所（介護保険・障害福祉サービス）等の長 様

秋田県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

たん吸引等を行う事業者の登録及び「認定特定行為業務従事者認定証」（研修修了者及び経過措置対象者）の交付申請手続き等について（「特定の者」分）（通知）

県の障害者福祉行政の推進につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「社会福祉士法及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、平成24年4月1日より、一定の研修を受けた介護職員等が、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下、事業者としての登録を受けた上で、たんの吸引等の行為を業として実施できることとなりました。

また、制度の開始に当たっては、既に一定の要件の下、介護職員等がたんの吸引等を行っている場合で、その知識・技能が研修を受講した者と同等と認められる場合には、県の認定を受け、事業者として登録することで、引き続き、たんの吸引を実施できる経過措置が設けられたところです。

つきましては、事業者の登録及び業務従事者認定証の手続きに関する様式等を掲載しますので、手続きに当たり御活用くださるようお願いいたします。

なお、御不明な点につきましては、担当まで御連絡ください。

【様式等の掲載場所】

- 美の国あきたネット → 分野別で探す → 健康・福祉 ー 障害福祉 → 自立支援法関連 → 「介護職員等によるたんの吸引等の実施に関する手続き等について」

【留意事項】

- (1) 障害福祉課は、第3号研修（※いわゆる「特定の者」研修。主な受講者は、高齢者・障害者を問わず、訪問系サービスを行う事業所の介護職員等を想定）を行います。
第1号・第2号研修（※いわゆる「不特定の者」研修。主な受講者は、特別養護老人ホーム等の介護職員等を想定）は、長寿社会課が行います。
- (2) 障害福祉課は、①介護保険サービスのうち、在宅サービスを行う事業所②障害福祉関係事業所（在宅サービス・日中系サービス・障害者支援施設等）について、事業者登録・認定証交付の手続きを行います。
高齢者関係のサービスであっても、介護保険担当課（長寿社会課）ではなく、障害福祉課に申請が必要な場合があることに御注意ください。
- (3) たんの吸引等の実施に当たっては、報酬として加算が算定できる場合がありますが、加算の届出については、介護保険サービスは長寿社会課、障害福祉関係は障害福祉課が担当ですので、お間違いのないようお願いいたします。
- (4) 個人に対する認定証の交付申請様式は、「研修修了者」であるか「経過措置対象者」であるかで異なりますので、正しい様式を使用してくださるようお願いいたします。

連絡先	障害福祉課地域生活支援班
電話/FAX	018-860-1334/018-860-3866